

## 第 41 回 愛媛県都市計画地方審議会（日時：昭和 52 年 7 月 6 日）

### 第 245 号議案 松山広域都市計画公園の変更（松山市決定）

都市計画公園に第 65 号吉藤公園及び第 66 号丁地公園を次のように変更する。

【種別、名称（番号、公園名）、位置、面積、摘要】

児童公園、65、吉藤公園、松山市吉藤 2 丁目、約 0.08ha、園路、広場、遊戯施設、休養施設、管理施設、修景施設、便益施設

児童公園、66、丁地公園、松山市山越 2 丁目、約 0.16 ha、園路、広場、遊戯施設、休養施設、管理施設、修景施設、便益施設

「区域は、計画図表示のとおり」

理由書

松山市における公園施設の配置を検討した結果、本案の通り吉藤公園及び土地区画整理事業地内にある丁地公園の 2 箇所の児童公園を追加決定し、もって児童の福祉の向上並びに健全な都市整備をはかろうとするものである。

### 第 246 号議案 伊予三島都市計画公園の変更（愛媛県知事決定）

都市計画公園中第 4 号三島公園を次のように変更する。

【種別、名称（番号、公園名）、位置、面積、摘要】

一般公園、4、三島公園、伊予三島市中曾根町字野の首、字横地山、字東野尾、字小広尾、伊予三島市上柏町字田頂谷、字岡の山の地内、約 13.9ha、修景施設、休養施設、遊戯施設、運動施設、教養施設、便益施設、管理施設、その他施設

「区域は、計画図表示のとおり」

理由書

三島公園は、昭和 41 年に計画決定し、順次整備を進め、現在 6.8ha については既に供用している。伊予三島市唯一の憩いの場として近年利用者も多く、さらに市民からは公園の施設拡張への要望も強くなっている。そこで公園区域の追加を検討した結果、現区域の東側に隣接し豊かな自然林を有し、また小さいながらも溪谷を有する 2.8ha の区域は公園としてとくに好条件を備えた区域であるので、公園区域に編入し、今後市民の憩いの場として整備しようとするものである。なお追加区域は墓園として計画決定された区域の一部であるため、代替地として墓園区域に隣接する丘陵地を確保し、ここに墓園の修景施設を整備し、墓園としての機能は損なわないものとする。

### 第 247 号議案 伊予三島都市計画墓園の変更（伊予三島市決定）

都市計画公園中第 1 号桃山墓園を次のように変更する。

【名称（番号、墓園名）、位置、面積、摘要】

1、桃山墓園、伊予三島市中曾根町字中山、字東野尾、字横地山、字ナナ木、伊予三島市上柏町字円山の地内、約 9.9ha、修景施設、休養施設、便益施設、管理施設、その他施設、墓所面積 30,000m<sup>2</sup>

「区域は、計画図表示のとおり」

理由書

桃山墓園は昭和 50 年 2 月約 9.3ha で計画決定し、順次造成を進めているが、当区域に隣接する三島公園の施設拡張のため、約 2.5ha を墓園区域から除外し、これのかわりとして、当区域の南側に隣接する自然林約 3.1ha を修景施設として追加し、墓園の整備を進めようとするものである。

## 第 248 号議案 伊予三島都市計画駐車場の決定（伊予三島市決定）

伊予三島都市計画駐車場を次のように決定する。

### 【名称（番号、墓園名）、位置、面積、構造、階層、摘要】

- 1 三島中央駐車場、伊予三島市中央 1 丁目、約 0.12ha、鉄骨耐火被覆式、4 階 5 層、駐車台数約 107 台、出入口各 1 ヶ所

「区域は、計画図表示のとおり」

理由書

伊予三島市では駐車場整備計画に基づき、昭和 52 年 2 月に駐車場整備地区を決定しているが、今回本案のとおり市内中心部に駐車場を計画決定し、市民の利便をはかろうとするものである。

## 第 249 号議案 南予レクリエーション都市計画駐車場の決定（宇和島市決定）

都市計画駐車場に第 2 号城山下駐車場を次のように追加する。

### 【名称（番号、墓園名）、位置、面積、構造、階層、摘要】

- 2 城山下駐車場、宇和島市丸ノ内 5 丁目、約 0.13ha、オープンロット、約 52 台、出入口各 1 ヶ所

「区域は、計画図表示のとおり」

理由書

宇和島市では駐車場整備計画に基づき、昭和 52 年 4 月に駐車場整備地区及び駐車場を決定し、順次駐車場の整備を進めているが、今回さらに本案のとおり市内中心部に駐車場を追加決定し、市民の利便をはかろうとするものである。

## 第 250 号議案 松山広域都市計画下水道の変更（松山市決定）

都市計画松山下水道を松山公共下水道、堀江都市下水路及び三津中須賀都市下水路に名称を改め、松山公共下水道を次のように変更する。

- 1 下水道の名称：松山公共下水道
- 2 排水区域

### 【名称、面積、摘要】

松山公共下水道、約 3,089ha、三津排水区 74ha、本庁排水区 3,015ha

「区域は、計画図表示のとおり」

- 3 下水管渠

### 【名称、位置（起点、終点）、区域（管径又は幅員、延長）、摘要】

- 1 号幹線、生石町、道後湯之町、0.9m～3.0m、約 5,410m、中央処理区（合流管）
- 2 号幹線、湊町 8 丁目、勝山町 1 丁目、1.0m～1.80m、約 2,810m、中央処理区（合流管）
- 3 号幹線、竹原町 1 丁目、柳井町 2 丁目、1.0m～1.20m、約 1,160m、中央処理区（合流管）
- 4 号幹線、湊町 8 丁目、藤原町、0.9m～1.35m、約 1,300m、中央処理区（合流管）
- 5 号幹線、築山町、石手 1 丁目、0.25m～1.95m、約 3,170m、中央処理区（合流管）
- 6 号幹線、千舟町 5 丁目、此花町、0.40m～1.0m、約 1,960m、中央処理区（合流管）
- 中央 1 号汚水幹線、南江戸 4 丁目、北梅本町、0.25 m～1.65m、約 12,200m、中央処理区（分流污水管）
- 中央 2 号汚水幹線、南江戸 4 丁目、祝谷町 3 丁目、0.25 m～0.90m、約 5,400m、中央処理区（分流污水管）
- 中央 3 号汚水幹線、生石町、和泉、1.10m～1.50m、約 2,350m、中央処理区（分流污水管）
- 中央 4 号汚水幹線、保免町、今在家町、0.60m～1.10m、約 5,030m、中央処理区（分流污水管）

清水 1 号污水幹線、萱町 6 丁目、清水町 4 丁目、0.25 m~0.70m、約 920m、中央処理区（分流污水管）  
味生 1 号污水幹線、北斎院町、南江戸 6 丁目、0.25m~0.30m、約 750m、中央処理区（分流污水管）  
丸山污水圧送幹線、南江戸 4 丁目、北斎院町、0.25m~0.30m、約 960m、中央処理区（分流污水管）  
久米 1 号污水幹線、北久米町、北久米町、0.25m~0.30m、約 1,190m、中央処理区（分流污水管）  
久米 2 号污水幹線、来住町、平井町、0.25m~0.45m、約 2,950m、中央処理区（分流污水管）  
桑原 1 号污水幹線、枝松町 6 丁目、溝辺町、0.25m~0.60m、約 3,830m、中央処理区（分流污水管）  
桑原 2 号污水幹線、東本町、正円寺 4 丁目、0.25m~0.35m、約 1,040m、中央処理区（分流污水管）  
桑原 3 号污水幹線、東本町、畑寺町、0.35m~0.40m、約 1,150m、中央処理区（分流污水管）  
桑原 4 号污水幹線、枝松町 6 丁目、三町、0.25m~0.35m、約 1,170m、中央処理区（分流污水管）  
石井 1 号污水幹線、天山町、東石井町、0.30m~0.35m、約 980m、中央処理区（分流污水管）  
石井 2 号污水幹線、古川町、星岡町、0.25m~0.60m、約 3,660m、中央処理区（分流污水管）  
素鷲 1 号污水幹線、朝生田町、小坂町 1 丁目、0.25m~0.70m、約 2,820m、中央処理区（分流污水管）  
素鷲 2 号污水幹線、朝生田町、小坂町 1 丁目、0.25m~0.60m、約 1,900m、中央処理区（分流污水管）  
浮穴 1 号污水幹線、北井門町、森松町、0.40m~0.60m、約 1,830m、中央処理区（分流污水管）  
保免污水圧送幹線、土居田町、保免町、0.60m~1.10m、約 1,100m、中央処理区（分流污水管）  
道後 1 号雨水幹線、祝谷町 6 丁目、祝谷町 6 丁目、0.90m、約 380m、本庁排水区（分流雨水管）  
道後 2 号雨水幹線、祝谷町 4 丁目、祝谷町 5 丁目、0.90m、約 210m、本庁排水区（分流雨水管）  
道後 3 号雨水幹線、祝谷町 3 丁目、祝谷東町、0.90~1.00m、約 560m、本庁排水区（分流雨水管）  
道後 4 号雨水幹線、祝谷町 3 丁目、祝谷町 4 丁目、0.80~0.90m、約 310m、本庁排水区（分流雨水管）  
道後 5 号雨水幹線、道後姫塚、道後姫塚、1.00m、約 260m、本庁排水区（分流雨水管）  
道後 6 号雨水幹線、石手町 2 丁目、石手町 2 丁目、1.00m、約 180m、本庁排水区（分流雨水管）  
道後 7 号雨水幹線、紅葉町、石手町 4 丁目、1.00m~1.30、約 300m、本庁排水区（分流雨水管）  
清水 1 号雨水幹線、御幸 1 丁目、御幸 1 丁目、0.90m、約 490m、本庁排水区（分流雨水管）  
清水 2 号雨水幹線、山越町 1 丁目、御幸 2 丁目、0.90~1.30m、約 500m、本庁排水区（分流雨水管）  
清水 3 号雨水幹線、中央 1 丁目、高砂町 3 丁目、0.90~1.30m、約 1,000m、本庁排水区（分流雨水管）  
新玉 1 号雨水幹線、南江戸 4 丁目、南江戸 1 丁目、2.93m~1.60m、約 530m、本庁排水区（分流雨水管）  
新玉 2 号雨水幹線、生石町、生石町、1.00m~1.10m、約 620m、本庁排水区（分流雨水管）  
味生 1 号雨水幹線、北斎院町、南江戸 6 丁目、1.30m、約 720m、本庁排水区（分流雨水管）  
雄郡 1 号雨水幹線、空港通 1 丁目、小栗 5 丁目、1.00m~1.40m、約 1,270m、本庁排水区（分流雨水管）  
雄郡 2 号雨水幹線、空港通 1 丁目、和泉、2.28m~1.60m、約 1,210m、本庁排水区（分流雨水管）  
雄郡 3 号雨水幹線、土居田町、土居田町、2.04m、約 500m、本庁排水区（分流雨水管）  
味酒 1 号雨水幹線、衣山町 2 丁目、朝日丘 2 丁目、0.80m~1.40m、約 600m、本庁排水区（分流雨水管）  
味酒 2 号雨水幹線、美沢町 1 丁目、美沢町 1 丁目、1.10m~1.30m、約 440m、本庁排水区（分流雨水管）  
味酒 3 号雨水幹線、愛光町、愛光町、0.90m~1.00m、約 230m、本庁排水区（分流雨水管）  
余土 1 号雨水幹線、保免町、和泉、2.04m~2.58m、約 870m、本庁排水区（分流雨水管）  
湯山 1 号雨水幹線、樽味 1 丁目、上高野町、2.94m~5.88m、約 2,820m、小野川排水区（分流雨水管）  
桑原 1 号雨水幹線、畑寺町、東野 5 丁目、1.30m~1.60m、約 1,400m、小野川排水区（分流雨水管）  
桑原 2 号雨水幹線、松末町、樽味 3 丁目、1.10m~1.90m、約 1,740m、小野川排水区（分流雨水管）  
桑原 3 号雨水幹線、松末町、枝松町 2 丁目、1.10m~1.90m、約 1,220m、小野川排水区（分流雨水管）  
久米 1 号雨水幹線、松末町、福音寺町、1.20m~1.60m、約 1,370m、小野川排水区（分流雨水管）

素鷺 1号雨水幹線、朝生田町、小坂町 2丁目、1.00m～3.00m、約 2,160m、小野川排水区（分流雨水管）  
素鷺 2号雨水幹線、天山町、祇園町、1.10m～1.60m、約 1,020m、小野川排水区（分流雨水管）  
素鷺 3号雨水幹線、朝生田町、立花町 3丁目、1.00m～1.40m、約 810m、小野川排水区（分流雨水管）  
素鷺 4号雨水幹線、朝生田町、立花町 6丁目、1.00m～1.90m、約 900m、小野川排水区（分流雨水管）  
石井 1号雨水幹線、朝生田町、天山町、1.00m～1.10m、約 670m、小野川排水区（分流雨水管）  
三津 1号幹線、梅田町、梅田町、1.0m、約 150m、三津排水区（合流管）  
三津 2号幹線、梅田町、三津 3丁目、1.0m、約 300m、三津排水区（合流管）  
その他、約 545,880m、雨水管 134,460m、污水管 320,410m、合流管 91,010m

「幹線管渠の位置及び区域は、計画図表示のとおり」

#### 4 ポンプ場

##### 【名称、位置、敷地面積、摘要】

保免中継ポンプ場、保免町、約 710m<sup>2</sup>、揚水量 42.36m<sup>3</sup>/分

丸山中継ポンプ場、北齊院町、約 140m<sup>2</sup>、揚水量 2.1m<sup>3</sup>/分

「位置及び区域は、計画図表示のとおり」

#### 5 処理施設

##### 【名称、位置、敷地面積、摘要】

中央処理場、生石町、南江戸 4丁目、約 11,4970m<sup>2</sup>、中級処理、約 209,000 m<sup>3</sup>/日、高級処理約 322,000 人

「位置及び区域は、計画図表示のとおり」

#### 変更理由

松山広域都市計画下水道は、昭和 47 年 2 月に変更決定し、事業を進めているが、このうちの公共下水道中央排水区について、処理場所在地区の住民からの強い要望もあり、また処理場周辺環境整備の一環として再検討し、本地区約 10ha を排水区域に編入するとともに、あわせて、北齊院町の污水、雨水幹線ルートの一部を変更しようとするものである。

### 第 251 号議案 八幡浜都市計画下水道の変更（八幡浜市決定）

八幡浜都市計画下水道中、鯨川都市下水路を廃止し、八幡浜公共下水道を次のように変更する。

#### 1 下水道の名称：八幡浜公共下水道

#### 2 排水区域

##### 【名称、面積、摘要】

八幡浜公共下水道、約 316ha

「区域は、計画図表示のとおり」

#### 3 下水管渠

##### その 1 污水

##### 【名称、位置（起点、終点）、区域（管径又は幅員、延長）、摘要】

第 1 八幡浜中央幹線、大字栗之浦字フクロセ、大字松柏字江戸岡、3.5m～1.1m、約 1,810m、合流

第 2 八幡浜中央幹線、大字栗之浦字フクロセ、大字松柏字五反田、0.7m～0.3m、約 3,320m、分流

八幡浜西幹線、字沖新田、字白浜、2.4m～2.2m、約 920m、合流

五反田幹線、大字矢野町字カハラタ、大字五反田テラノマエ、0.45m～0.3m、約 1,260m、分流

千丈川幹線、大字矢野町字カハラタ、大字矢野町字カハラタ、0.35m、約 80m、分流

圧送管、大字松浦字江戸岡、大字矢野町字カハラタ、0.5m～0.25m、約 460m、分流

その他、2.0m～0.25m、約 6,320m

合計、約 70,590m

## その2 雨水

【名称、位置（起点、終点）、区域（管径又は幅員、延長）、摘要】

1-0 幹線、大字向灘字トノカンジョウ、大字向灘字外勘城ノ上、0.7m、約 130m

2-0 幹線、大字向灘字勘城、大字向灘字勘城、1.3m、約 230m

3-0 幹線、大字向灘字勘城、大字向灘字東谷、0.8m、約 230m

4-0 幹線、大字向灘字大内浦、大字向灘字大内浦、1.0m、約 210m

5-0 幹線、大字向灘字中浦、大字向灘字中浦、0.9m、約 180m

7-0 幹線、字白浜、大字大平マツミタニ、2.4m～2.1m、約 840m

8-0 幹線、字白浜、字カワカミ、1.3m～1.2m、約 710m

9-0 幹線、字港口、字西海寺、1.1m～0.8m、約 840m

10-0 幹線、大字松柏字コブ、字吉井、1.4m～1.0m、約 620m

11-0 幹線、大字松柏字カヤ、大字松柏字町裏、1.5m～1.0m、約 620m

13-0 幹線、大字松柏字五反田、大字松柏字横井、1.5m～1.2m、約 420m

15-0 幹線、大字松柏字脇田、大字松柏字堀田、1.3m～1.1m、約 330m

17-0 幹線、大字郷字白尾、大字郷字稲下、1.9m、約 330m

18-0 幹線、大字松柏字内野、大字松柏字宮ノ前、1.5m、約 310m

19-0 幹線、大字松柏字中床、大字松柏字山本、1.3m、約 130m

21-0 幹線、大字矢野町字カハラタ、大字矢野町字カハラタ、1.2m、約 70m

22-0 幹線、大字矢野町字タツタ、大字矢野町字ウメノドウ、1.2m～1.0m、約 270m

25-0 幹線、大字五反田字モト井、大字五反田字モト井、1.2m、約 170m

26-0 幹線、大字矢野町字イックワン、大字五反田字カカリ、1.8m～1.6m、約 510m

27-0 幹線、大字矢野町字ド井、大字八代字アゼタ、1.2m～0.9m、約 1,360m

30-0 幹線、大字矢野町字シンデン、大字栗之浦字大谷、1.2m、約 230m

31-0 幹線、大字栗之浦字クリノウラ、大字栗之浦字堂堂、1.0m、約 210m

その他、0.6m～0.3m、約 13,800m

「幹線管渠の位置及び区域は、計画図表示のとおり」

## 4 ポンプ施設

【名称、位置、敷地面積、摘要】

矢野橋ポンプ場、八幡浜市大字矢野町字カハラタ地先、約 705m<sup>2</sup>、95.9m<sup>3</sup>/分

矢野橋汚水中継ポンプ場、八幡浜市大字矢野町字カハラタ地先、約 705m<sup>2</sup>、5.9m<sup>3</sup>/分

「位置及び区域は、計画図表示のとおり」

## 5 処理施設

【名称、位置、敷地面積、摘要】

八幡浜処理場、八幡浜市大字栗之浦字フクロセ、25,800m<sup>2</sup>

「位置及び区域は、計画図表示のとおり」

## 理由書

八幡浜公共下水道は、昭和 49 年 5 月に計画決定し、事業を進めているが、幹線管渠工事の工法を再検討した結果、第1及び第2八幡浜中央幹線をルート変更し、あわせて鯨川都市下水路を公共下水道に編入しようとするものである。

## 第 42 回 愛媛県都市計画地方審議会（日時：昭和 52 年 10 月 11 日）

### 第 252 号議案 松山広域都市計画土地区画整理事業の変更（愛媛県知事決定）

都市計画城北土地区画整理事業を次のように変更する。

名称：城北土地区画整理事業

面積：約 27.4ha

公共施設の配置

道路：【種別、名称、幅員、延長、備考】

幹線街路、中央山越線、16m、963.3m

幹線街路、八幡前久万ノ台線、9～12m、354.9m

その他区画街路は幅員 4～8 m とし適宜配置する。

公園：【種別、名称、面積、備考】

児童公園、丁地公園、約 0.16ha

公園は施行地区内の 3 か所に配置し、施行区域面積の約 3%を確保する。

その他の公共施設：用排水路は幅員 1～2.5m とし、現在及び将来の土地利用状況を考慮して配置する。

宅地の整備：住宅地としての発展を予想して、200～300m<sup>2</sup>を標準画地とする。

施行区域は計画図表示ととおり

理由書

松山市における城北土地区画整理事業は、昭和 49 年 7 月に施工区域面積約 27.3ha で計画決定し、現在整備を進めているが、今回施工区域内の土地利用を検討した結果、施工区域を一部追加し、もって健全な市街地整備をはかるものである。

### 第 253 号議案 松山広域都市計画公園の変更（松山市決定）

都市計画公園に第 67 号八白公園を次のように追加する。

【種別、名称（番号、公園名）、位置、面積、摘要】

児童公園、67、八白公園、松山市溝辺、約 0.31 ha、園路、広場、修景施設、休養施設、遊戯施設、便益施設、管理施設

「区域は、計画図表示のとおり」

理由書

松山市における公園施設の配置を検討した結果、本案の通り児童公園を追加決定して、健全な都市整備をはかり、もって児童の福祉の向上に資するものである。

### 第 254 号議案 今治広域都市計画公園の変更（今治市決定）

都市計画公園に第 2,2,24 号八軒屋公園及び第 2,2,25 号浜手公園を次のように追加する。

【種別、名称（番号、公園名）、位置、面積、摘要】

児童、2,2,24、八軒屋公園、今治市南日吉町、約 0.12 ha、広場、便益施設、遊戯施設

児童、2,2,25、浜手公園、今治市東鳥生町、約 0.20 ha、広場、便益施設、遊戯施設

「区域は、計画図表示のとおり」

理由書

今治市における公園施設の配置を検討した結果、本案の通り児童公園を追加決定して、健全な都市整備

をはかり、もって児童の福祉の向上に資するものである。

#### 第 255 号議案 東予広域都市計画公園の変更（新居浜市決定）

都市計画公園に第 2,2,10 号瀬戸児童公園を次のように追加する。

【種別、名称（番号、公園名）、位置、面積、摘要】

児童公園、2,2,10、瀬戸児童公園、新居浜市瀬戸町 3 丁目、約 0.20 ha、修景施設、休養施設、遊戯施設、便益施設

「区域は、計画図表示のとおり」

理由書

新居浜市における公園施設の配置を検討した結果、本案の通り児童公園を追加決定して、健全な都市整備をはかり、もって児童の福祉の向上に資するものである。

#### 第 256 号議案 内子都市計画公園の変更（五十崎町決定）

都市計画公園に第 5 号平岡児童公園を次のように追加する。

【種別、名称（番号、公園名）、位置、面積、摘要】

児童公園、5、平岡児童公園、五十崎町大字平岡、約 0.12ha、園路、広場、修景施設、休養施設、便益施設、遊戯施設

「区域は、計画図表示のとおり」

理由書

五十崎町における公園施設の配置を検討した結果、本案の通り児童公園を追加決定して、健全な都市整備をはかり、もって児童の福祉の向上に資するものである。

#### 第 257 号議案 伊予三島都市計画道路の変更（伊予三島市決定）

都市計画道路中 2,3,6 号中曽根神之元線を次のように変更する。

【種別、番号、路線名、起点、終点、（主な経過地）、延長、構造形式、幅員、地表式の区間における鉄道等との交差の構造】

幹線道路、2,3,6、中曽根神之元線、中曽根中田井、宮川 1 丁目、約 960m、12m、

内訳、約 960m、地表式、12.0m～21.9m、国鉄予讃線と立体交差 1 ヶ所、幹線道路と平面交差 3 ヶ所

「位置、区域及び構造は、計画図表示のとおり」

理由書

伊予三島市における当該道路は、昭和 32 年 3 月に計画決定し、現在整備を進めているが、国鉄予讃線との立体交差部において沿道土地利用上から側道が必要となったため、また国道 11 号との取付部において交差点処理を考慮して拡幅するため、今回道路幅員を変更するものである。

#### 第 258 号議案 川之江都市計画下水道の変更（川之江市決定）

[1]都市計画下水道中、下分都市下水路及び新浜都市下水路を次のように決定する。

- 1 下水路の名称：下分都市下水路、新浜都市下水路
- 2 排水区域

【名称、面積、摘要】

下分都市下水路、約 76ha

新浜都市下水路、約 35ha

「区域は、計画図表示のとおり」

### 3 下水管渠

【名称、位置（起点、終点）、区域（管径又は幅員、延長）、備考】

下分 1 号幹線、川之江市川之江町字破砂子、川之江市金生町下分字坪ノ内、 $2.2\text{m} \times 1.7\text{m} \sim 1.7\text{m} \times 1.3\text{m}$   
～口径 1.8m、約 1,660m

下分 2 号幹線、川之江市金生町下分字山ノ端、川之江市金生町下分字大道、 $1.3\text{m} \times 1.3\text{m} \sim 1.1\text{m} \times 1.1\text{m}$ 、約 950m

新浜幹線、川之江市妻鳥町字東江ノ口地先、川之江市妻鳥町字中屋敷、 $1.5\text{m} \times 1.5\text{m} \sim$ 口径 0.08m、約 400m

新浜 1 号吐口幹線、川之江市妻鳥町字七反地、川之江市妻鳥町字七反地、 $1.2\text{m} \times 1.2\text{m}$ 、約 10m

新浜 2 号吐口幹線、川之江市妻鳥町字江ノ東地先、川之江市妻鳥町東江ノ口地先、 $1.5\text{m} \times 1.5\text{m}$ 、約 90m

「幹線管渠の位置及び区域は、計画図表示のとおり」

### 4 ポンプ施設

【名称、位置、敷地面積、備考】

新浜ポンプ場、川之江市妻鳥町字江ノ口地先、2,440 m<sup>2</sup>

「位置及び区域は、計画図表示のとおり」

[2]都市計画下水道に中央都市下水路及び平木都市下水路を次のように追加する。

1 下水道の名称：中央都市下水路、平木都市下水路

2 排水区域

【名称、面積、摘要】

中央都市下水路、約 181ha

平木都市下水路、約 41ha

「区域は、計画図表示のとおり」

### 3 下水管渠

【名称、位置（起点、終点）、区域（管径又は幅員、延長）、摘要】

中央 1 号幹線、川之江市川之江町字井池、川之江市上分町字登毛田、 $4.0\text{m} \times 1.9\text{m} \sim 1.1\text{m} \times 1.4\text{m}$ 、約 2,160m

中央 2 号幹線、川之江市金生町下分字松木、川之江市上分町字松ノ谷、 $1.4\text{m} \times 1.7\text{m} \sim 1.0\text{m} \times 1.3\text{m}$ 、約 1,090m

中央 3 号幹線、川之江市上分町字三島地、川之江市上分町字桶ノ谷、 $0.9\text{m} \times 1.2\text{m}$ 、約 420m

中央 4 号幹線、川之江市川之江町字広坪、川之江市上分町字穴田、 $2.4\text{m} \times 1.4\text{m} \sim 1.1\text{m} \times 1.1\text{m}$ 、約 2,690m

平木幹線、川之江市妻鳥町字神之木、川之江市妻鳥町字西三本木、 $1.4\text{m} \times 1.4\text{m} \sim 1.1\text{m} \times 1.4\text{m}$ 、約 1,380m

「幹線管渠の位置及び区域は、計画図表示のとおり」

理由書

川之江市の下水道は、約 420ha を計画決定し、順次整備を進めているが、今回金生川以西の地域について、雨水排除を目的として都市下水路を総合的に見直し、住民の浸水に対する不安を取り除こうとするものである。下分都市下水路は土地利用の変化等に対応して排水区域を変更し、新浜都市下水路は地区住民の環境保全からポンプ場を位置変更し、新規に中央都市下水路及び平木都市下水路を追加するものである。

## 第 43 回 愛媛県都市計画地方審議会（日時：昭和 52 年 12 月 7 日）

### 第 259 号議案 汚物処理場の敷地の位置決定

次の汚物処理場の敷地の位置については都市計画上支障がないと認めたい。

【名称、位置、敷地面積、建築面積、構造、備考】

道前福祉衛生事務組合清掃第 1 工場、西条市氷見塩竈戊、15,817.60m<sup>2</sup>、1,279.00m<sup>2</sup>、鉄筋コンクリート造、設置者、道前福祉衛生事務組合、組合長、新築（更新）

「位置及び区域は別図のとおり」

理由

当処理場は現処理場の老朽化にともない、現位置の隣接地に設置するものであり、周辺の土地利用現況及び関係者の利便その他総合的に検討した結果、支障ないものと認められる。

### 第 260 号議案 火葬場の敷地の位置決定

次の火葬場の敷地の位置については都市計画上支障がないと認めたい。

【名称、位置、敷地面積、建築面積、構造、備考】

吉田町火葬場、吉田町大字東小路、大字立間尻字聖人寺、6,986.00m<sup>2</sup>、677.00m<sup>2</sup>、鉄筋コンクリート造、設置者、吉田町長、新築（更新）

「位置及び区域は別図のとおり」

理由

当火葬場は現火葬場の老朽化にともない、現敷地を含めた区域を周辺緑化し、近代設備をもつ火葬場を設置するものであり、周辺の土地利用現況及びその他総合的に検討した結果、支障ないものと認められる。

### 第 261 号議案 卸売市場の敷地の位置決定

次の卸売市場の敷地の位置については都市計画上支障がないと認めたい。

【名称、位置、敷地面積、建築面積、構造、備考】

水産物産地流通加工センター、八幡浜市沖新田、11,352.32m<sup>2</sup>、6,033.53m<sup>2</sup>、延べ面積 8,340.79m<sup>2</sup>、鉄骨造、設置者、八幡浜市長、増築

「位置及び区域は別図のとおり」

理由

当卸売市場は、老朽化した施設を更新拡張するもので、一部については昭和 51 年 1 月に敷地の位置を決定しているが、今回全体計画について、位置決定するものであり。用途上も背後地は準工業地域及び商業地域となっているので、支障ないものと認められる。

## 第 44 回 愛媛県都市計画地方審議会（日時：昭和 53 年 1 月 10 日）

### 第 262 号議案 東予広域都市計画一団地の官公庁施設の変更（愛媛県知事決定）

都市計画新居浜一団地の官公庁施設を次のように変更する。

名称：新居浜一団地の官公庁施設

位置：新居浜市繁本町及び一宮町 1 丁目

面積：約 7.8 ha

配置の方針

公共施設

道路：【種別、名称、幅員、延長、備考】

幹線街路、前田多喜浜線、20m、234m

区画街路、港町繁本線、12m、280.5m、

区画街路、若水東筋線、6m、93.5m、

区画街路、繁本田所線、12m、152.5m、6m、86.0m

公園及び緑地：【種別、名称、面積、備考】

近隣公園、中央公園、0.54ha

その他の公共施設：

公益的施設

建築物：別紙計画図に表示

「区域及び建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の限度、建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の限度並びに公共施設及び建築物の配置の方針は計画図表示のとおり。」

理由書

新居浜市の新居浜一団地の官公庁施設は、昭和 51 年 4 月に変更決定しているが、その後市役所において建築物の老朽化及び市民サービスの低下に伴う庁舎改築計画が、また電報電話局においては電気通信需要の増大に伴う局舎の増築計画が具体化されたため、今回本案のとおり建築物の配置の方針の変更を行い、もって公衆の利便と公務の能率増進をはかるものである。さらに、従来各施設ごとに決定していた建蔽率及び容積率の限度を、総合設計の考えにより、各街区ごとの限度表示に変更するものである。

### 第 263 号議案 三瓶都市計画用途地域の決定（三瓶町決定）

都市計画用途地域を次のように決定する。

【種類、面積、建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合、建築物の建築面積の敷地面積に対する割合、外壁の後退距離の限度、備考（構成比%、面積構成、その他）】

第 1 種住居専用地域、約 18.0ha、10/10 以下、6/10 以下、16.0%

住居地域、約 46.0ha、20/10 以下、6/10 以下、42.0%

近隣商業地域、約 10.0ha、20/10 以下、8/10 以下、9.0%

商業地域、約 6.0ha、40/10 以下、8/10 以下、6.0%

準工業地域、約 22.0ha、20/10 以下、6/10 以下、20.0%

工業地域、約 8.0ha、20/10 以下、6/10 以下、7.0%

合計 約 110.0ha、100.0%

「種類、位置及び区域は、計画図表示のとおり」

理由

三瓶町は、第一次産業を中心として発展してきたが、最近各所にみられる急激な都市化現象に伴い、汚水、悪臭、日照妨害、無秩序な建築物等により生活環境が悪化する傾向にあり、生産、交通等の都市機能の混乱も予想される。そこでこのようなことが起こらないよう農村都市としての計画及び商工業開発を考慮して土地利用計画を実現するため用途地域を指定し、なお地域の性格を明確にするとともに健全な都市づくりを目的として適正な制限のもとに地域環境の保全と育成を図るものである。

#### 第 264 号議案 松山広域都市計画公園の変更（北条市決定）

都市計画公園に第 68 号松尾公園を次のように追加する。

【種別、名称（番号、公園名）、位置、面積、摘要】

児童公園、68、松尾公園、北条市中西外字久保、約 0.16 ha、園路、広場、修景施設、休養施設、便益施設、遊戯施設

「区域は、計画図表示のとおり」

理由書

北条市における公園施設の配置を検討した結果、本案の通り児童公園を追加決定して、健全な都市整備をはかり、もって児童の福祉の向上に資するものである。

#### 第 265 号議案 東予広域都市計画公園の変更（東予市決定）

都市計画公園に第 2,2,1 号三芳公園を次のように追加する。

【種別、名称（番号、公園名）、位置、面積、摘要】

児童公園、2,2,1、三芳公園、東予市三芳、約 0.20 ha、園路、広場、修景施設、休養施設、便益施設、遊戯施設

「区域は、計画図表示のとおり」

理由書

東予市における公園施設の配置を検討した結果、本案の通り児童公園を追加決定して、健全な都市整備をはかり、もって児童の福祉の向上に資するものである。

#### 第 266 号議案 東予広域都市計画公園の変更（愛媛県知事決定）

都市計画公園に第 6,4,2 号西部公園を次のように変更する。

【種別、名称（番号、公園名）、位置、面積、摘要】

一般公園、6,4,2、西部公園、西条市氷見字野部里及び蓼原地内、約 4.8ha、園路及び広場、修景施設、休養施設、遊戯施設、運動施設、便益施設、管理施設、その他施設

「区域は、計画図表示のとおり」

理由書

西条市の西部公園は昭和 48 年 12 月に計画決定し、一部施設の完成をみているが、利用者が多く、さらに住民から公園施設充実の要望が強いので体育館及び駐車場建設のため約 0.4ha の区域を追加し、もって住民の福祉の向上に資するものである。

#### 第 267 号議案 今治広域都市計画下水道の変更（今治市決定）

都市計画下水道に桜井都市下水路を次のように追加する。

- 1 下水道の名称：桜井都市下水路

## 2 排水区域

### 【名称、面積、摘要】

桜井都市下水路、約 91ha

「区域は、計画図表示のとおり」

## 3 下水管渠

### 【名称、位置（起点、終点）、区域（管径又は幅員、延長）、備考】

桜井 1 号幹線、大字古国分字土手中、大字古国分字天神原裾地先、0.8m～2.0m、約 670m

桜井 2 号幹線、大字古国分字寺山、大字古国分字天神原裾地先、1.1m×0.88m～2.5m×2.0m、約 1,040m

吐口幹線、大字古国分字天神原裾地先、大字古国分字天神原裾地先、2.5m×2.0m、約 20m

その他、0.7m×1.5m、約 2,470m

「幹線管渠の位置及び区域は、計画図表示のとおり」

## 4 ポンプ施設

### 【名称、位置、敷地面積、備考】

桜井ポンプ場、大字古国分字天神原裾地先、3,930 m<sup>2</sup>、8,501m<sup>3</sup>/秒

「位置及び区域は、計画図表示のとおり」

### 理由書

今治市における桜井地区は、海岸に近い低地区であり、降雨時にはたびたび浸水被害が生じているので、今回都市下水路を決定し、住民の浸水に対する不安を取り除こうとするものである。

## 第 268 号議案 今治広域都市計画臨港地区の変更（愛媛県知事決定）

都市計画今治臨港地区を次のように変更する。

### 【名称、面積、備考】

今治臨港地区、約 33.3ha、

1 分区の名称、商港区、18.5ha、工業港区、13.5ha、漁港区、1.3ha、

2 分区の規制内容を定めている条例名、今治港の臨港地区の分区内における構築物の規制に関する条例

3 規制内容の概略、上記条例第 3 条のとおり

「位置及び区域は、計画図表示のとおり」

### 変更理由

今治市の今治臨港地区は、昭和 51 年 9 月に変更決定しているが、今回天保山地区の汚物処理場建設計画に伴い、当地区が臨港地区として不適當であることから、約 1.1ha を地区除外するものである。

## 第 269 号議案 今治広域都市計画汚物処理場の決定（今治市決定）

都市計画汚物処理場を次のように決定する。

### 【名称（番号、汚物処理場名）、位置、面積、摘要】

1 今治地区衛生センター、今治市天保山町 1 丁目、約 0.9ha、能力 90kl/日

「区域は計画図表示のとおり」

### 理由

今治市、玉川町及び朝倉村における汚物処理は、現在和歌山県沖へ海洋投棄しているが、その期限は 53 年 8 月までとなっているので、将来の展望に立って汚物処理場を検討した結果、本案のとおり決定し、生活環境の保全に寄与しようとするものである。

会議録（幹事説明及び質疑：一部抜粋）

#### 第 263 号議案

委員：用途地域の北端と南端を準工業地域に指定した理由は何か。資料だけから判断すると、地域指定されると農業投資がやりにくくなるなど実情にそぐわないのではないか。当面白地地域にしておき、必要が生じたらその時点で検討すればよい。

事務局：北端の準工業地域は、県道沿いに生コンプラント等の準工業系の建物があり、また南端の準工業地域も農業用倉庫、飼料倉庫及び豚舎等の準工業系の建物があるので、指定したい。

委員：意見として述べるが、敷紡、酒六の工場が縮小されることを勘案すると、いまの 2 箇所の準工業地域の指定は必要性があるのか。また指定に際して農林部局との調整の中で、第 1 次産業の就業者が少なくなるとの判断のみでは問題があるのではないか。将来の問題として検討してもらいたい。

代理委員：工業地域に指定した後の酒六及び伊予紡の跡地利用について説明してほしい。

事務局：非公式だが、町長から、酒六の跡地について、隣接の商業地域と一体として再開発を検討していると聞いている。伊予紡は現在操業中。

#### 第 265 号議案、第 266 号議案

代理委員：西部公園の駐車場進入路の幅員及び広さはどれくらいか。

事務局：幅員は 9m、広さは 0.4ha で、駐車台数は 90 台。

#### 第 267 号議案

代理委員：鉄道には影響はないか。

事務局：計画区域は鉄道から北側で、線路等には関係はない。

#### 第 269 号議案

委員：この汚物処理場は現在までに、昭和 39 年には唐子浜地区で設置を計画し、また昭和 43 年には桜井地区で設置を計画し、いずれも関係住民の反対にあい、計画変更し、今回の天保山町地区に計画されたものである。こういう事業で地区住民から 100%同意を得るのは難しいが、まだかなりの住民が反対している現状だ。市も努力しているが、海洋投棄の期限が 53 年 8 月までであるため、市当局が急ぎ過ぎ、住民の同意を十分得ていないと思われるので、この案件は、一度今治市に返してさらに住民の同意を得るよう努力すべきではないか。

事務局：基本的には委員さんのいう通りですが、昭和 52 年 11 月 12 日に今治市都市計画審議会で、原案通り答申されており、また昭和 52 年 12 月 27 日付で今治市長から知事あてに、地元反対住民に対し誠意を持って円満解決に努力する旨の公文書を得ていること、並びにこの土地が浄化センターに比較的近いこと、港湾の利用と競合しないこと並びに比較的周辺の住居等から隔絶していること等の理由により、当該地が位置として適当であるので、あえて審議会に付議したわけであり、委員さん方の十分な審議をお願いしたい。

委員：私は当審議会の委員であると同時に今治市長でもあるが、発現させていただく。地元の説得については、代表を選んで先進地視察を行ったり、城東工区及び美須賀校区で説明を重ね、11 月 10 日に両校区の自治会役員からなる代表委員さん 10 名のうち 9 名と覚書に調印している。調印しなかった 1 名の代表委員は、新町自治会の中に反対住民がいて、そういう状況では新町を代表して調印すると将来に問題を残すので遠慮するとのことであった。その後新町の 7 地区の代表者が約 3,000 名の

反対署名を添えて公開質問状を提出したが、その署名を良く見ると、桜井地区の関係ない住民で頼まれたから署名したとかそういう方々が多く、説得すれば90何%かの人は十分了解していただけると確信している。また時間的な制約については、海洋投棄を協定している和歌山県からは、汚物処理場の建設を昭和53年度当初から着工しなければ投棄は認めないと言われており、又現在厚生省とも交渉しているが、もうすぐヒアリングがあり、この時期を逸すると昭和54年度以降に着工せざるをえなくなり、期限はせっぱつまっているのです、委員の皆さん、市長としての私を信頼していただきたい。

委員：私は、もっと地元住民の説得に当たった方がベターじゃないか、審議会は今回がダメならまた2月早そうでも開けるので、一度市へ返却し、さらに住民の同意を得るよう努力すべきだと思う。

委員：今治出身の両委員から異なった意見が出るのは残念。本来はもっと継続して審議していくべき内容だとは思いますが、市長があればほど誠意をもって説得を行うというのであれば、可決してよいのではないか。

代理委員：可決するなら、最低限、附帯決議をつけたい。

委員：委員の発言は、当該地に設置することまでは反対してなく、もっと時間をかけるようにとの慎重論であると思われるが、市長さんも強い決意と思われるのでその点を配慮されてはどうか。

委員：私も事業のタイミングは、行政経験も深い市長さんが一番詳しいと思うので、その点を配慮されたい。

議長：市長さんが責任を持って地元反対住民の同意を得ることを条件にしてはどうか。

委員：御案内のとおり、汚物処理場の設置には2回失敗しているのです、15日か20日くらい待った方がスムーズにいくと思う。そうしなければ将来問題を残す。

委員：昭和54年度以降に着工となれば海上投棄ができなくなる恐れがあり、大変な事態になる。私の責任で、皆さまには迷惑をかけないようにするので、可決していただきたい。また、委員とは、この問題でこれ以上の議論は遠慮したい。

委員：委員と委員はいずれも地元住民から100%の了解は得られないという点では共通している。要は、二人の現状認識の相違なので、このあたりで決をとってはどうか。

議長：今治市長が責任を持って地元住民の説得にあたるよう附帯決議をしたい。反対の方は挙手を願います。

(委員が挙手)

議長：賛成多数と認め、原案どおり可決決定する。なお、今治市長は責任を持って地元住民の説得にあたるよう附帯決議をする。

## 第 45 回 愛媛県都市計画地方審議会（常務委員会）（日時：昭和 53 年 1 月 10 日）

### 第 270 号議案 卸売市場の敷地の位置決定

次の卸売市場の敷地の位置については都市計画上支障がないと認めたい。

【名称、位置、敷地面積、建築面積、構造、備考】

新居浜魚市場、新居浜市清水町地先、3,924m<sup>2</sup>、1,218m<sup>2</sup>、鉄骨造、設置者、新居浜漁業協同組合、代表者  
「位置及び区域は別図のとおり」

理由

現在新居浜市内港地区にある漁港施設は、周辺の工業化に伴う利用船舶の増加、海水汚染等により機能低下を招いたため、新漁港を建設する必要性が生じ、沢津地区に漁港整備がなされた。当卸売市場は、漁港整備がほぼ完了したので、これに合わせて建設するものであり、周辺の土地利用等を勘案した結果支障ないと認められる。

会議録（幹事説明及び質疑：一部抜粋）

第 270 号議案

委員：市場への進入路の幅員はどれくらいか。

事務局：8m です。

委員：幅員をもっと広くとれないか。市場であり、交通量も多くなるので、できるだけ広く取った方がよい。

事務局：幅員はもっと広くとれるようですが、市場の 1 日平均取扱量は 16.6 トンでそう多くはないので、8m で妥当と考えている。